

各 教 育 局 長 様  
各 道 立 学 校 長

学校教育局生徒指導・学校安全課長

「子どもの健全育成サポートシステム」の適正な運用について（通知）

このことについて、道立学校と警察とが連携して児童生徒の健全育成を図ることを目的として、北海道教育委員会と北海道警察本部との間で、平成16年 8 月に協定を締結（平成25年 2 月一部変更）し、当該協定の運用については、平成25年 3 月 4 日付け教生学第873号通知「子どもの健全育成サポートシステムについて」により行ってきたところですが、この度、次のとおり所要の見直しを行いましたので、適正な運用に努めるようお願いします。

なお、本通知の施行に伴って、平成25年 3 月 4 日付け教生学第873号通知は、令和 5 年 5 月 19 日をもって、これを廃止します。

#### 記

#### 1 目的

学校と警察とが、協定内容に基づき児童生徒の非行、安全等に関する情報を共有することにより、緊密な連携の下に非行の再発防止及び未然防止並びに犯罪被害の未然防止を図り、もって児童生徒の健全育成に資することを目的とする。

#### 2 連携機関

原則、道立学校と当該道立学校を管轄する警察署とする。

事案の内容により、北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課と北海道警察本部生活安全部少年課が連携する。

#### 3 連携内容

児童生徒の非行、安全等の個々具体的な情報について、相互に連絡を行うとともに、必要に応じて協議を行い、具体的な対策を講ずるものとする。

#### 4 対象児童生徒

道立学校に在籍する児童生徒を対象とする。

#### 5 連絡対象事案

##### (1) 警察署から学校への連絡

##### ア 逮捕に係る事案

児童生徒が逮捕された事案とする。

イ 逮捕以外の事案のうち、次に掲げる事由により継続的に対応することが必要と認められる事案

##### (ア) 児童生徒が粗暴行為等を行う非行集団の一員である場合

例)・暴走族や不良行為集団の一員である場合

(イ) 他の児童生徒に影響が及ぶ場合

例) ・他の児童生徒を非行に巻き込んでいる場合

(ウ) 複数で非行に及んだ場合

例) ・複数で見張りなどの役割分担を行った窃盗の場合  
・集団による暴行の場合

(エ) 非行を繰り返している場合

例) ・万引きを繰り返している場合

(オ) 不良行為を繰り返し、保護者の正当な監督に服さないなど、ぐ犯性が強い場合

例) ・家出や深夜はいかい、飲酒、喫煙、性の逸脱行為等を繰り返し、また、暴力団員と交際するなど将来非行を犯す可能性が高い場合

(カ) いじめその他児童生徒の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがある場合

例) ・いじめ事案及びいじめが疑われる生徒間暴力  
・いじめが疑われる自殺及び自殺未遂事案

(2) 学校から警察署への連絡

ア 児童生徒の非行の再発防止及び未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案

例) ・暴走族や暴力団との交際  
・他校児童生徒間の対立によるもめごと  
・青少年の入店が禁止されている店舗に繰り返し出入りしている場合  
・凶器や危険物を校内に持ち込み、危害を加える言動を繰り返している場合  
・犯罪行為（薬物乱用、特殊詐欺、性犯罪、サイバー犯罪等）に関わっているおそれがあり、学校の指導だけでは十分な効果が認められない場合

イ 学校内外における犯罪被害の未然防止や児童生徒の安全確保のため、警察署との連携が必要と認められる事案

例) ・ストーカーやデートDVの被害に遭っている場合  
・インターネット上に児童生徒のわいせつ画像や誹謗中傷の投稿がされている場合  
・長期間学校を欠席し家庭訪問をしても安否が確認できない場合  
・児童買春や有害業務の従事など福祉犯被害のおそれがある場合  
・事件や事故に遭遇しているおそれのある家出や未帰宅等の行方不明事案

ウ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案で、警察署との連携が必要と認められる事案

例) ・別添「警察に相談又は通報すべきいじめの事例」参照  
・犯罪行為であるか判断が困難ないじめ事案

## 6 運用体制

(1) 連絡責任者

ア 校長を連絡責任者とする。

- イ 校長は、警察署への連絡の必要性の有無、連絡の内容について判断をする。
- ウ 校長は、警察署への連絡及び警察署から受けた連絡への対応が適正に行われるよう配慮するとともに、連絡票の管理、保管、情報の利用等に関する事務を総括する。

(2) 連絡担当者

- ア 副校長、教頭を連絡担当者とする。
- イ 連絡担当者は、校長の指示に基づき、警察署への連絡を行うものとする。
- ウ 連絡担当者は、平素から警察署との連携を密にして信頼関係の維持、構築に努め、連絡体制を確立しておくものとする。  
特に、夜間・休日の連絡体制を確実にしておくこと。

7 運用要領

(1) 連絡の時期

校長が警察署への連絡の必要を判断した後、速やかに連絡する。

(2) 連絡方法

連絡担当者間（警察署は生活安全課長又は少年部門を担当する係長）において、面接又は電話により口頭で行うものとする。

電子メールやファックスは誤送信のおそれがあることから使用しないこと。

(3) 連絡内容

連絡対象事案にかかる児童生徒の氏名、事案の概要、その他児童生徒の非行防止及び安全確保等に資するための最低限必要な情報とする。

(4) 連絡票の作成・報告

本システムにより相互連絡した場合は、連絡票（別記様式）を作成し、所管の教育局長を通じて、学校教育局生徒指導・学校安全課長に速やかに報告するものとする。

(5) 秘密の保持

- ア 連絡内容は、個人情報であることから、秘密の保持を徹底するものとする。
- イ 提供された情報は、サポートシステムの目的を達成するための活用に限定し、これを逸脱した取扱いは、厳禁とする。
- ウ 作成した連絡票（データを含む）は漏えいが生じないように、適切に保管・管理し、廃棄の際には復元不可能な方法で廃棄すること。

(6) 適正な措置

- ア 対象児童生徒の処遇に当たっては、サポートシステムの目的を踏まえ、本人から十分事情を聞くなどして、単なる制裁にとどまることなく、可能な限り学校において継続的な指導を行うなど、健全育成の観点から教育効果を伴った適正な取扱いとなるよう配慮するものとする。
- イ 学校から警察署への連絡は、当該児童生徒の健全育成のために、警察署と連携して対応する必要があると校長が認めた場合に限って、運用するものであり、警察署に連絡をしたからといって、当該児童生徒の指導までもが引き継がれるものではなく、当該児童生徒への指導は警察署と連携し学校が継続して対応するものとする。

## 8 運用上の留意事項

### (1) 協定内容の確実な確認

連絡しようとする事案が連絡対象事案に該当するかを確実に確認すること。

### (2) 正確な連絡

連絡内容は、警察署との相互理解や信頼を保持するため、正確を期すこととし、連絡担当者の主観や憶測を入れないこと。

また、連絡の際にはサポートシステムによるものであることを明確にすること。

### (3) サポートシステムの範囲外

明らかな事件・事故の場合は110番通報などにより対応すること。

事件捜査のため、警察署から情報提供を求められた場合は、刑事訴訟法等に基づいて対応すること。

### (4) 保護者への連絡

警察への連絡に当たっては、原則として、児童生徒及びその保護者に対し、サポートシステムの趣旨を伝え、理解と協力を得ること。

### (5) その他

サポートシステムの運用に関して、協議等が必要な場合には、学校教育局生徒指導・学校安全課（生徒指導係）に連絡すること。

## 9 別添資料

### (1) 警察に相談又は通報すべきいじめの事例

### (2) 北海道教育委員会と北海道警察本部との連携に関する協定書（写）

（生徒指導係）

別記様式

「子どもの健全育成サポートシステム」による

連 絡 票

作成日	令和 年 月 日
作成者	

学校名： \_\_\_\_\_

連絡日時	令和 年 月 日 ( ) 午前・後 時 分		<input type="checkbox"/> 発 <input type="checkbox"/> 受
発信者 職名 氏名		受信者 職名 氏名	
対象 児童生徒	学年 氏名	課程 ( 歳)	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
連 絡 事 項			
連絡対象 種 別	<b>【警察から学校】</b> <input type="checkbox"/> 逮捕に係る事案 逮捕事案以外 <input type="checkbox"/> 児童生徒が粗暴行為等を行う非行集団の一員である場合 <input type="checkbox"/> 他の児童生徒に影響が及ぶ場合 <input type="checkbox"/> 複数で非行に及んだ場合 <input type="checkbox"/> 非行を繰り返している場合 <input type="checkbox"/> 不良行為を繰り返し、保護者の正当な監督に服さないなど、ぐ犯性が強い場合 <input type="checkbox"/> いじめその他児童生徒の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがある場合		
	<b>【学校から警察】</b> <input type="checkbox"/> 児童生徒の非行の再発防止及び未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案 <input type="checkbox"/> 学校内外における犯罪被害の未然防止や児童生徒の安全確保のため、警察署との連携が必要と認められる事案 <input type="checkbox"/> 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案で警察署との連携が必要と認められる事案		
連絡内容			
※保護者への通知【 <input type="checkbox"/> 有 ( 月 日) <input type="checkbox"/> 無】			

- 注1 該当する□には、✓印を付すこと。※欄は学校から警察署への連絡時に限る。  
 2 連絡内容欄は、事案概要又は相互連絡の内容を簡記すること。  
 3 規格は、A列4番縦長とする。

【記 載 例】

別記様式

「子どもの健全育成サポートシステム」による  
連 絡 票

作成日	令和●年 ●月 ●日
作成者	■■■■

学校名：●●学校

連絡日時	令和●年●月●日（月） 午前・ <b>後</b> ●時●分		<input checked="" type="checkbox"/> 発 <input type="checkbox"/> 受
発信者 職名 氏名	教頭 ■■■■	受信者 職名 氏名	●●警察署 生活安全課長 ■■■■
対象 児童生徒	学年 ●●科 ●年 氏名 ●●●●●		（●歳） <input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
連 絡 事 項			
連絡対象 種 別	<p>【警察から学校】</p> <input type="checkbox"/> 逮捕事案 逮捕事案以外 <input type="checkbox"/> 粗暴行為を行う非行集団の構成員である場合 <input type="checkbox"/> 他の児童生徒に影響が及ぶ場合 <input type="checkbox"/> 複数で犯行に及んだ場合 <input type="checkbox"/> 非行を繰り返している場合 <input type="checkbox"/> 不良行為を繰り返し、保護者の正当な監護に服さないなどぐ犯性が強い場合 <input type="checkbox"/> いじめその他児童生徒の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがある場合		
	<p>【学校から警察】</p> <input type="checkbox"/> 児童生徒の非行の再発防止及び未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案 <input type="checkbox"/> 学校内外における犯罪被害の未然防止や児童生徒の安全確保のため、警察署との連携が必要と認められる事案 <input checked="" type="checkbox"/> 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ事案で、警察署との連携が必要と認められる事案		
連絡内容	令和●年●月●日、当該生徒は、本校男子トイレ内で、被害生徒の下半身をスマートフォンで撮影した上、後日、撮影した画像を同級生のグループラインに送信し、多数の者に同画像を提供した。		
※保護者への通知 <input checked="" type="checkbox"/> 有（ ●月 ●日） <input type="checkbox"/> 無			

- 注1 該当する□には、✓印を付すこと。※欄は学校から警察への連絡時に限る。  
 2 連絡内容欄は、事案概要又は相互連絡の内容を簡記すること。  
 3 規格は、A列4番縦長とする。

## ○警察に相談又は通報すべきいじめの事例

- ・ いじめが発生した際、当該行為が犯罪行為（触法行為を含む。）に該当するか否かを学校及び学校の設置者が、判断することは困難なことも多いが、「いじめ」として捉えがちなものについて、早期に警察に相談又は通報を行う必要がある場合もある。
- ・ 以下は、学校で起こり得るいじめの事例のうち、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として警察への相談又は通報すべき具体例を参考として示したものである。

学校で起こり得る 事案の例	該当し得る犯罪	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。</li> <li>○ 無理やりズボンを脱がす。</li> </ul>	<p><b>暴行</b> (刑法第208条)</p>	<p>第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。</li> </ul>	<p><b>傷害</b> (刑法第204条)</p>	<p>第204条 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。</li> </ul>	<p><b>強制わいせつ</b> (刑法第176条)</p>	<p>第176条 13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。</li> <li>○ 断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。</li> </ul>	<b>恐喝</b> (刑法第 249 条)	第 249 条 人を恐喝して財物を交付させた者は、10 年以下の懲役に処する。 2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。</li> <li>○ 財布から現金を盗む。</li> </ul>	<b>窃盗</b> (刑法第 235 条)	第 235 条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自転車を壊す。</li> <li>○ 制服をカッターで切り裂く。</li> </ul>	<b>器物損壊等</b> (刑法第 261 条)	第 261 条 前 3 条に規定するもの（公用文書等毀棄、私用文書等毀棄、建造物等損壊及び同致死傷）のほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金若しくは科料に処する。
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。</li> </ul>	<b>強要</b> (刑法第 223 条)	第 223 条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3 年以下の懲役に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。 3 前 2 項の罪の未遂は、罰する。



<p>○ 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。</p>	<p><b>脅迫</b> (刑法第 222 条)</p>	<p>第 222 条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。</p>
<p>○ 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。</p>	<p><b>名誉毀損、侮辱</b> (刑法第 230 条、231 条)</p>	<p>第 230 条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。</p> <p>第 231 条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、1 年以下の懲役若しくは禁錮若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</p>
<p>○ 同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。</p>	<p><b>自殺関与</b> (刑法第 202 条)</p>	<p>第 202 条 人を教唆し若しくは幫助して自殺させ、又は人をその囑託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、6 月以上 7 年以下の懲役又は禁錮に処する。</p>
<p>○ 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう</p>	<p><b>児童ポルノ提供等</b> (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制</p>	<p>第 7 条 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者(自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。)は、一年以</p>

<p>指示し、自己のスマートフォンに送らせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 同級生の裸の写真・動画を友達 1 人に送信して提供する。</li> <li>○ 同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。</li> <li>○ 友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。</li> </ul>	<p>及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第 7 条)</p>	<p>下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管した者（自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）も、同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 児童ポルノを提供した者は、3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。</li> <li>3 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。</li> <li>4 前項に規定するもののほか、児童に第 2 条第 3 項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第 2 項と同様とする。</li> <li>5 (略)</li> <li>6 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金に</li> </ol>
---	----------------------------------	---

		<p>処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。</p> <p>7 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同様とする。(略)</p> <p>8 (略)</p>
<p>○ 元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。</p>	<p><b>私事性的画像記録提供（リベンジポルノ）</b>  （私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条）</p>	<p>第3条 第三者が撮影対象者を特定することができる方法で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を不特定又は多数の者に提供した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の方法で、私事性的画像記録物を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者も、同項と同様とする。</p> <p>3 前2項の行為をさせる目的で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を提供し、又は私事性的画像記録物を提供した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>4・5 (略)</p>

## 北海道教育委員会と北海道警察本部との連携に関する協定書（写）

北海道教育委員会（以下「甲」という。）と北海道警察本部（以下「乙」という。）は、少年非行が多様化、深刻化している現状を踏まえ、児童生徒の健全育成の推進に向けた連携について、次のとおり協定する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、甲と乙との間で、児童生徒の非行、安全等に関する情報を共有することにより、緊密な連携の下に非行の再発防止及び未然防止並びに犯罪被害の未然防止を図り、もって児童生徒の健全育成に資することを目的とする。

（名称）

第2条 この協定に基づく連携体制の名称は、「子どもの健全育成サポートシステム」とする。

（関係機関）

第3条 この協定において連携を行う関係機関は、次に掲げる機関とする。

- (1) 甲及び道立学校
- (2) 乙及び警察署

（連携の内容）

第4条 関係機関は、児童生徒の非行、安全等の個々具体的な情報について、相互に連絡を行うとともに、必要に応じて協議を行い、具体的な対策を講ずるものとする。

（連絡の対象事案）

第5条 この協定に係る連絡の対象事案は、次に掲げるもののうちで、警察署長又は道立学校長がそれぞれにおいて連絡を必要と認めるものとする。

- (1) 警察署から道立学校への連絡対象事案
  - ア 逮捕に係る事案
  - イ 逮捕以外の事案のうち、次に掲げる事由により継続的に対応することが必要と認められる事案
    - (ア) 児童生徒が粗暴行為等を行う非行集団の一員である場合
    - (イ) 他の児童生徒に影響が及ぶ場合
    - (ウ) 複数で非行に及んだ場合
    - (エ) 非行を繰り返している場合
    - (オ) 不良行為を繰り返し、保護者の正当な監督に服さないなど、ぐ犯性が強い場合
    - (カ) いじめその他児童生徒の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがある場合
- (2) 道立学校から警察署への連絡対象事案
  - ア 児童生徒の非行の再発防止及び未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案
  - イ 学校内外における犯罪被害の未然防止や児童生徒の安全確保のため、警察署との連携が必要と認められる事案

ウ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案で警察署との連携が必要と認められる事案

(連絡の方法等)

第6条 連絡の方法等については、次によるものとする。

(1) 連絡担当者

連絡担当者は、道立学校においては教頭、警察署においては少年警察を担当とする課長又は係長とし、それぞれ当該道立学校の校長又は当該警察署長の指示に基づき、連絡の業務を行うものとする。

(2) 連絡方法

連絡は、双方の連絡担当者間において、面接又は電話により速やかに行うものとする。

(3) 連絡における留意事項

ア 連絡に当たっては、保護者との連携に十分配慮するものとする。

イ 相互連絡した事案については、道立学校長は北海道教育委員会教育長に、警察署長は北海道警察本部長に報告するものとする。

(秘密保持の徹底等)

第7条 相互連絡する情報は個人情報であることから、次のことを厳守するものとする。

(1) 秘密保持の徹底

提供された情報については、秘密の保持を徹底するとともに、この協定の目的を達成するための活用に限定することとし、これを逸脱した取扱いは、厳に禁ずるものとする。

(2) 連絡の範囲

連絡の範囲は、対象事案に係る児童生徒の氏名、事案の概要及び児童生徒の非行等の防止のために最低限必要な情報とする。

(適正な措置)

第8条 対象事案に関係した児童生徒の処遇に当たっては、この協定の目的を踏まえ、単なる制裁にとどまることなく、健全育成の観点から教育的効果を伴った適正な取扱いとなるよう配慮するものとする。

(協議)

第9条 この協定を円滑に実施するため、北海道教育委員会教育長及び北海道警察本部長は、必要に応じて協議を行うものとする。

(経費の負担)

第10条 この協定の実施に係る経費は、甲及び乙がそれぞれに負担するものとする。

附 則 (平成16年8月10日)

この協定は、平成16年9月1日から施行する。

附 則 (平成16年2月22日)

この変更協定は、平成25年3月11日から施行する。